

兵庫県公報

令和5年5月8日 月曜日 第410号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|----------------------------|-----|
| ○ 有害興行の指定（男女青少年課） | 1 |
| ○ 救急病院の認定（医務課） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課） | 3 |
| ○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同） | 4 |
| ○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（同） | 4 |
| ○ 道路の位置指定（中播磨県民センター） | 5 |
| 但馬海区漁業調整委員会公告 | |
| ○ 漁業法に基づく指示 | 5 |

告 示

兵庫県告示第519号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定理由 | 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。 | |
|------|--|-----------------|
| 種 別 | 名 称 | 制作・配給会社 |
| 映 画 | 春の画 SHUNGA | ハピネットファントム・スタジオ |
| 映 画 | 花腐し | 東映ビデオ |
| 映 画 | シェルタリング・スカイ（原題）THE SHELTERING SKY | 東北新社 |
| 映 画 | 氷の微笑[4K]（原題）BASIC INSTINCT | ファインフィルムズ |
| 映 画 | テリファー（原題）TERRIFIER | ブルーク |
| 映 画 | 女まみれ 本番はいります | オーピー映画 |

兵庫県告示第520号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1から3の

医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった4から6までの医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名称 医療法人協和会 協立記念病院
所在地 川西市平野1丁目39番1号
認定年月日 令和5年4月1日
認定の有効期限 令和8年3月31日
- 2 名称 三栄会広畑病院
所在地 姫路市広畑区夢前町3丁目1番
認定年月日 令和5年2月1日
認定の有効期限 令和8年1月31日
- 3 名称 医療法人社団仁徳会 とくなが病院
所在地 たつの市神岡町東鬻崎字鍵田473—5
認定年月日 令和5年4月1日
認定の有効期限 令和8年3月31日
- 4 名称 公益財団法人甲南会 甲南加古川病院
所在地 加古川市神野町西条1545—1
認定年月日 令和5年4月14日
認定の有効期限 令和8年4月13日
- 5 名称 公立宍粟総合病院
所在地 宍粟市山崎町鹿沢93番地
認定年月日 令和5年5月1日
認定の有効期限 令和8年4月30日
- 6 名称 聖隷淡路病院
所在地 淡路市夢舞台1番1
認定年月日 令和5年4月1日
認定の有効期限 令和8年3月31日



兵庫県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

三木市六ヶ井土地改良区

退任役員

| | | |
|-------|------|------------|
| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
| 監事 | 西垣重一 | 三木市大村293番地 |

就任役員

| | | |
|-------|------|------------|
| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 中川範之 | 三木市大村378番地 |
| 監事 | 桑卓夫 | 同市加佐537番地 |



兵庫県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

野々池土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------------|
| 理 事 | 鷺 野 博 明 | 加古郡稲美町草谷692番地 |
| 同 | 大 山 孝 良 | 三木市志染町西自由が丘1丁目639番地 |
| 同 | 前 川 茂 樹 | 加古郡稲美町草谷261番地 |
| 同 | 鷺 野 正 明 | 同 郡同 町草谷680番地の5 |
| 同 | 藤 本 泰 三 | 同 郡同 町草谷531番地 |
| 同 | 三 俣 勉 | 同 郡同 町草谷976番地の1 |
| 同 | 藤 本 一 志 | 同 郡同 町草谷932番地 |
| 同 | 魚 住 雅 信 | 同 郡同 町草谷238番地 |
| 同 | 大 村 一 夫 | 同 郡同 町野谷266番地の2 |
| 監 事 | 大 竹 雅 彦 | 同 郡同 町草谷291番地 |
| 同 | 中 尾 博 臣 | 同 郡同 町草谷529番地 |
| 同 | 大 村 信 介 | 同 郡同 町野谷509番地の8 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------------|
| 理 事 | 鷺 野 博 明 | 加古郡稲美町草谷692番地 |
| 同 | 大 村 信 介 | 同 郡同 町野谷509番地の8 |
| 同 | 藤 本 正 明 | 同 郡同 町草谷971番地の5 |
| 同 | 中 尾 博 臣 | 同 郡同 町草谷529番地 |
| 同 | 三 俣 勉 | 同 郡同 町草谷976番地の1 |
| 同 | 大 村 一 夫 | 同 郡同 町野谷266番地の2 |
| 同 | 鷺 野 正 明 | 同 郡同 町草谷680番地の5 |
| 同 | 前 川 善 保 | 同 郡同 町草谷250番地 |
| 同 | 魚 住 哲 夫 | 同 郡同 町草谷1147番地の7 |
| 監 事 | 藤 本 泰 三 | 同 郡同 町草谷531番地 |
| 同 | 藤 本 一 志 | 同 郡同 町草谷932番地 |
| 同 | 亀 尾 龍 一 | 同 郡同 町草谷301番地の1 |



兵庫県告示523号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条の第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県揖保川岩浦土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|---------------|
| 監 事 | 三 輪 義 藏 | 揖保郡太子町宮本176番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|----------------|
| 監 事 | 丸 尾 勝 三 | 揖保郡太子町福地158番地7 |



兵庫県告示第524号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 加 入 区 | | 同意成立年月日 |
|-------|--|-----------|
| 区 域 名 | 区 分 | |
| 湊区域 | 総トン数10トン未満の漁船により主として八田網を使用して営む漁業以外の漁業を主として営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業並びに網漁具を定置して営む漁業 | 令和5年3月30日 |
| 南淡区域 | 総トン数10トン未満の漁船及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業 | 同上 |
| 坂越区域 | 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業 | 同上 |



兵庫県告示第525号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 加 入 区 | 同意成立年月日 |
|--------------|-----------|
| かき養殖業 赤穂市加入区 | 令和5年3月30日 |



兵庫県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間
令和5年5月22日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域
新温泉町の一部



兵庫県告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年4月21日から同年8月31日まで
- 3 作業地域

丹波篠山市石住地内



兵庫県告示第528号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号 | 指定年月日 (令和年月日) | 位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 第R04中播位置 0006号 | 5.4.21 | 揖保郡太子町鷗字八幡分939番1の一部 | 5.0 | 34.71 |

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和5年5月8日

但馬海区漁業調整委員会
会長 上田良介

- 1 指示番号
但馬海区漁業調整委員会指示第80号
- 2 指示事項
北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和5年6月1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。
- 3 指示の有効期間
令和5年6月1日から同月30日まで